

2020年7月8日  
損害保険ジャパン株式会社

## 旅行事業者向け『国内ツアー補償制度』の提供開始 ～旅行者が新型コロナウイルスに感染した場合の見舞費用などを補償～

損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ国内旅行需要の回復を後押しするため、適切な感染防止対策を講じている旅行事業者向けに、旅行事業者がサービス規約に基づいて旅行者にお支払いした費用を補償する『国内ツアー補償制度』の提供を7月8日から開始します。

### 1. 開発の背景

観光庁の調査<sup>※1</sup>によると、2020年3月の日本人国内旅行消費額が前年同月比53.1%減となるなど、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い旅行需要は大きな影響を受けています。

一方で、緊急事態宣言の解除で経済活動は少しずつ再開し、消費の活性化による経済回復や新たな生活様式への対応が課題となっています。

そこで損保ジャパンは、地域経済の活性化等による我が国の経済回復と適切な感染防止対策が浸透した安心・安全な社会の実現に貢献するため、旅行中の感染リスクに対するお客さまの不安解消に資する、適切な感染防止対策を講じた国内ツアーを企画する旅行事業者向け補償制度を開発しました。この補償制度を通じて、より安全な国内ツアーの普及を促し、お客さまが安心して旅行ができる環境の整備を支援することで、国内旅行需要の回復を後押ししていきます。

※1. 観光庁 HP 統計情報・白書

### 2. 制度の概要

#### （1）補償内容

旅行事業者が企画する国内ツアーにおいて、旅行事業者が「サービス規約等」に基づいて負担した費用<sup>※2</sup>を損害保険金として補償します。

※2. 「サービス規約等」に基づいて負担する費用の例

- ・ ツアー初日の集合時の検温で発熱が分かり、旅行にご参加いただけなかった場合の見舞金
- ・ 旅行中に発熱し、PCR検査を受けるために旅行を中断し離脱した場合の見舞金
- ・ 国内ツアーの参加者が旅行中に新型コロナウイルス感染症に感染し、旅行終了後翌日から14日以内に感染が発覚した場合の見舞金

#### （2）契約者・被保険者

旅行事業者

(3) 対象の旅行

損保ジャパンが定める基準を満たす適切な感染防止対策を講じている国内ツアーを対象とします（宿泊・日帰りを問いません）。

(4) 保険始期

2020年7月8日以降

**3. 今後の展開**

損保ジャパンは、本補償制度の提供を通じて、国内ツアーを提供している旅行事業者の皆さまとともに国内の旅行需要回復を後押しし、今後も一人ひとりのお客さまがより安心して旅行に参加できる環境づくりに貢献していきます。

以上